

# 審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第45条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係 076-441-2211（内線3043）
備 考：

# 審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第55条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係 076-441-2211（内線3043）
備 考：

# 審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第61条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係 076-441-2211（内線3043）
備 考：

# 審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第66条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係 076-441-2211（内線3043）
備 考：

# 審査基準

令和6年12月12日作成

法令名：風俗営業等適正化法施行規則
根拠条項：第72条第2項において準用する第45条
処分の概要：無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め：
審査基準：
標準処理期間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問合せ先：生活安全部生活安全企画課営業係 076-441-2211（内線3043）
備考：